

2022 年 10 月

**2023 年度 成蹊大学国際教育センター外国人聴講生の募集における
出願資格の変更について**

成蹊大学国際教育センター外国人聴講生の募集に関して、2023 年度の募集（2023 年 4 月の受入れ開始）より、以下のとおり出願資格を一部、変更いたします。

【変更後】

次の①～④の要件すべてに該当する者。

- ① 日本国以外の国籍を有する者で「短期滞在」「留学」以外の在留資格を有する者。
- ② 出願時に聴講期間終了（前期のみの場合は 2023 年 9 月 30 日まで、1 年の場合は 2024 年 3 月 31 日）まで在留が認められている、もしくは聴講期間終了まで日本に在留する見込みがある、且つ在留資格に係る活動を継続すること。
- ③ 出願時および選考時において日本に在留すること。
- ④ 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者（または 2023 年 3 月 31 日までに修了見込みの者）、もしくは出身国の学校教育制度が規定する大学入学資格を有する者。

※成蹊大学は在留資格認定証明書交付申請の代理申請を行いません。

以上